

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555（直通）
TEL：026-238-1580（苦情専用）
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下表のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項についての説明、県介護支援課等からは新規指定事業者向けの説明を行います。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、参加を希望される事業者は資料等を事前に送付する関係上、1週間前までに事業所番号、事業所名参加者名をFAX（026-238-1581）にてご報告ください。

開催日	開催方法	時間
令和6年1月30日（火）	Web会議システム（Webex）による	午後1時30分～4時30分
令和6年2月28日（水）		

2 「介護給付費等の請求及び受領に関する届」について

新規または、現在の事業所情報や請求方法等に変更があった場合、国保連に「介護給付費等の請求及び受領に関する届」を提出します。事業所の請求や介護報酬の支払いに係る重要な書類ですので、記載もれや誤りの無いようご注意ください。

また、本様式は本会にご連絡いただいた時点で送付いたしますが、提出の際は必ず郵送でお願いいたします。

なお、記載方法等についても一緒に送付しておりますが、ホームページにも掲載しておりますので併せてご確認ください。

3 インターネット請求について

現在、介護給付費等の請求において、約8割の事業所がインターネット請求をしています。下記のメリットがありますので、インターネット請求でない事業所におかれましては切り替えをご検討ください。

～ インターネット請求のメリット ～

- ① インターネット請求は毎月1日～10日まで土日祝日関係なく24時間請求可能です。
- ② 請求受付時に簡単なチェックがかかり、事業所側でエラー内容の確認が可能です。
また、10日までであればこのエラーを解消して一部の返戻を防ぐことも可能です。
- ③ 本会からの通知（返戻情報・支払情報）が送信日に通知され、郵送より数日早く確認可能です。
- ④ 利用者個人の支払い状況が確認できる『事業所別審査状況一覧表』を提供しています。
- ⑤ インターネット請求にあたり発行された電子証明書を用いて、ケアプランデータ連携システムの利用申請をすることが可能です。

4 インターネット請求（電子請求受付システム）について

標記に関するお問い合わせについてQ&Aにてお示ししますのでご参考にしてください。

	質問	回答
1	インターネット請求に切り替えるには何をすべきか？	本会ホームページ掲載の「介護給付費等の請求方法変更届」または、本会へご連絡いただいた事業所へ送付する「介護給付費等の請求及び受領に関する届」を本会へ郵送でご提出ください。各届を本会で受領・登録後、郵送にて「電子請求登録結果に関するお知らせ」を送付いたします。
2	インターネット請求へ移行するにあたり手順書等はないか？	「電子請求受付システム操作マニュアル」等は電子請求受付システムからダウンロード可能です。 なお、当該システムのトップページのお知らせ一覧にはインターネット請求に向けた移行作業手順書が掲示されており、事業所の請求方法に対応した手順書が取得できますので参考にしてください。
3	同一事業者で複数の事業所を運営しているが、電子証明書を事業所ごとに取得する必要があるのか？ 13,200円×事業所数になるのか？	複数事業所の請求を一か所からまとめて請求しているのであれば法人等の代表者を代理人として申請登録することによって1事業所分の電子証明書で代理請求を行うことができます。
4	電子請求受付システムでパスワードの有効期限が切れるという警告がでているが変更せずに続行のままで問題ないか？	有効期限までは現在のパスワードのまま電子請求受付システムを利用できますが、有効期限を過ぎるとログインできなくなりますので、パスワードの変更が必要です。 なお、パスワードの有効期限が切れていた場合、ログインする際に警告画面で <u>パスワード変更をクリックし、パスワードを変更してください。</u>
5	電子請求受付システムのログインパスワードを失念してしまったがどうしたらいいか？	ログインパスワードについては本会から送付した「電子請求登録結果に関するお知らせ」に記載されている仮パスワードを各事業所で変更しているため本会で把握しておりません。ログインパスワードを初期化するため本会へご連絡いただき、再発行の処理を行います。 なお、再発行分も郵送となりますのでご承知おきください。
6	電子証明書を事業所で取得し請求を行っているが電子証明書の有効期間はどのくらいなのか？	電子証明書の有効期間は発行日から3年間です。 有効期間を過ぎた電子証明書でも有効終了年月日より過去のサービス提供年月の請求であれば送信できますが、有効終了年月日より未来のサービス提供年月の請求は送信できませんので <u>必ず電子証明書の更新を行ってください。</u>
7	電子証明書のダウンロード・インストールを実施後、パソコンが故障した等の理由によりパソコンの買換えを行った場合、電子証明書をダウンロードすることは可能か？	可能です。 なお、ダウンロードには <u>前回インストールした際に使用した証明書発行用パスワードが必要</u> となりますので紛失等されないようご注意ください。
8	パソコンを変更したので電子証明書を再度インストールしたいのだが「電子請求登録結果に関するお知らせ」を紛失してしまい証明書発行用パスワードがわからない。どうしたらいいか？	証明書発行用パスワードは本会で把握しておりませんので電子請求受付システムで再発行します。 ただし、再発行により新たに電子証明書を発行した場合、前回の電子証明書と異なる電子証明書が発行されるため、 <u>再度発行手数料（介護：13,200円/介護・障害共通：13,900円）がかかります</u> ので予めご了承ください。

令和6年1月審査分の支払日は2月28日（水）、令和6年2月審査分の締め切りは2月10日（土）です。
1月審査分の返戻通知等の送信日は2月1日（木）夕方、発送日は2月2日（金）を予定しております。
なお、10日（土）は長野県自治会館1階で8：30～16：30まで受付を行います。